

第5. 行政情報管理

1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(1) 目的

(目的) 法司H19-24-7

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

- 行政の説明責任について規定する
- 知る権利については書かれていらない

(2) 適用範囲

ア 行政機関 法司H19-33-I

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院
- 2 （略）

→国の行政機関に適用される（内閣は対象外）

→独立行政法人には独立行政法人等情報公開法が、地方公共団体にはそれぞれの地方公共団体が制定した情報公開条例が適用される（法25） 法司H21-40-ウ

→国会と裁判所は内規に基づく情報公開制度を整備している 法司予R4-17-ア

イ 行政文書 司H19-33-7/オ,予H30-19-7

(定義)

第2条 (略)

- 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

- 開示対象文書を作成する義務はない 司H22-29-7
- 決裁・供覧等の事案処理手続の終了を要件としていない 司H22-29-イ
- 公務員が個人的な備忘のために作成したメモは、「組織的に用いるもの」に当たらず、「行政文書」に含まれない 司H22-29-イ

(3) 開示情報・不開示情報

ア 開示情報

(行政文書の開示義務)

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～六 （略）

イ 不開示情報

- 本人が情報公開法に基づき開示請求をしていたとしても、不開示情報となる
短 司H20-31-7
- 事業を営む個人の当該事業に関する情報は法人情報として扱う 短ブレ19-ウ

（ア）個人情報

- ・個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）

であって、

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
又は

- ②特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの 短ブレ19-ア/イ

- ・個人情報に当たるが開示される場合

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（5①イ） 短ブレ19-イ

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（5①ロ）

当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（5①ハ） 短 司H22-29-ウ

（イ）行政機関等匿名加工情報

個人情報保護法60条3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条1項に規定する保有個人情報から削除した同法2条1項1号に規定する記述等若しくは同条2項に規定する個人識別符号（5①の2）

(ウ) 法人情報 短司H20-31-イ,予R5-18-7

・不開示情報

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（5②）

かつ

①公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（5②イ）
又は

②行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの（5②ロ）

・開示される場合

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

判例 最判平15.11.11 短司H20-31-ウ

事案：Xらは、平成4年6月15日、大阪市公文書公開条例に基づき、本件条例所定の実施機関であるYに対し、昭和63年7月から平成4年3月までの間の大阪市財政局財務部財務課に係る食糧費の支出関係文書の公開を請求した。Yが、同請求に係る公文書の件名を上記期間における同課の食糧費支出に係る支出決議書、支出命令書及び歳出予算差引簿と特定した上、各文書が本件条例6条2号及び3号に該当するとして全部非公開とする決定をした。Xらは本件処分の取消訴訟を提起した

要旨：「本件条例6条2号は、『個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）』であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについては、同号ただし書所定の除外事由に当たるものを見除き、これが記録されている公文書を公開しないことができると規定している。同号にいう『個人に関する情報』については、『事業を営む個人の当該事業に関する情報』が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう『個人に関する情報』に当たると解する……。そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとつては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号にいう『個人に関する情報』に含まれる」「もっとも、同条は、2号において『個人に関する情報』から『事業を営む個人の当該事業に関する情報』を除外した上で、3号において『法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報』と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報をとそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、……法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解する……。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条2号の非公開情報に当たらない……。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その

個人に関する情報の解釈

法人等を代表する者が行う、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が非公開情報に当たるか、何が上記情報に該当するか

- 公務員の職務遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、非公開情報に当たらないこと及びその理由

他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解する」

「次に、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同条2号にいう『個人』に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解する」
「本件条例は、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とし、そのために市民に公文書の公開を求める権利を保障することとしており（1条）、実施機関に対し、『個人に関する情報』の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重して本件条例を解釈適用する責務を負わせている（3条）。このように、本件条例は、大阪市の市政に関する情報を広く市民に公開することを目的として定められたものであるところ、同市の市政に関する情報の大部分は、同市の公務員（特別職を含む。）の職務の遂行に関する情報ということができる。そうすると、本件条例が、同市の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これをすべて非公開とができるものとしているとは解し難い……。そして、国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報についても、国又は当該地方公共団体において同様の責務を負うべき関係にあることから、同市の市政に関する情報を広く市民に公開することにより市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ろうとする目的を達成するため、同市の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開されてしかるべきものと取り扱うというのが本件条例の趣旨であると解される。したがって、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報については、前記のとおりに解するのが相当である。」

(エ) 国の安全等に関する情報

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることがあります相当の理由がある情報（5③）

→開示不開示の判断について行政機関の長に裁量を認める趣旨

■司H26-29[予19]-イ

(オ) 公共の安全等に関する情報 ■司H24-30-ウ

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（5④）

→開示不開示の判断について行政機関の長に裁量を認める趣旨

(カ) 審議・検討・協議に関する情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（5⑤）